

第116期定時株主総会招集ご通知添付書類

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

飯野海運株式会社

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

(1)経済動向

当連結会計年度(以下、「当期」という。)の世界経済は総じて堅調に推移しました。米国の景気は住宅市場の調整が見られたものの、個人消費などの増加を背景に緩やかな拡大が続き、ユーロ圏および英国の景気は内需を中心に回復が続いております。アジアの景気は総じて拡大基調を維持し、中国では固定資産投資が依然として高い伸びを示しており、景気の拡大が続いております。わが国の景気は民間設備投資と個人消費の増加を背景に回復が続きました。

(2)海運業

(オイルタンカー部門)

オイルタンカー市況

春先には石油の不需要期および製油所の定期修理などのため、スポット運賃が軟化しましたが、米国のガソリン需要がピークを迎える夏場に向け、アラスカでの石油パイプライン事故の影響などもあり市況は上昇しました。しかしながら、需要期である冬場に向けて市況が上昇する例年とは異なり、暖冬や米国のハリケーンを見越した石油在庫高とスクラップ売船が進まず船腹供給が増加したことなどにより、市況が軟化しました。

プロダクトタンカー市況

不需要期の春先の荷動きは鈍かったものの、中東製油所の定期修理の終了を契機にパイプライン事故の影響などもあり、夏場にかけて市況は急回復しました。しかしながら、新造船の供給圧力、暖冬および在庫の積み上がりなどの理由により冬場にかけて市況は軟化しました。

オイルタンカー部門は、支配船腹の中長期安定収益確保を進めており、期中に10万7千トン型原油タンカーおよび10万6千トン型プロダクトタンカーの内外用船者向け中期契約を成約しました。昨年8月には30万トン型原油タンカーが竣工し国内荷主との長期契約に投入されました。また、本年3月には新造5万トン型プロダクトタンカーも船隊に加わりました。

(ケミカルタンカー部門)

中国はエチレンおよび基礎化学品の国内生産を開始しましたが、旺盛な国内需要を賄うために引き続き輸入を継続し市況を牽引しました。米国は天然ガス価格の高止まりと、一部老朽化したプラントの閉鎖により石油化学製品の輸入を増やし、アジア・欧州と米国間の輸送が活発化しました。さらに、本年1月よりケミカルタンカーの積載要件を強化する国際ルールが適用になった結果、船腹需給が引き締まり、カリブ・地中海のプロダクトタンカー市況の好況にも下支えされ、運賃市況は堅調に推移しました。

ケミカルタンカー部門は、主要航路である中東/アジア航路においてマレーシア・インドネシアからインド・パキスタン向けのパームオイル輸送などを積極的に取り込み、稼働率を上げた結果、前期に比べ大幅な増収となりました。また、中東/欧州航路においても輸送需要増加に支えられ安定的にシェアを拡大することができました。船隊については期中に3万3千トン型のケミカル船2隻が竣工しました。

(大型ガスタンカー部門)

大型LPG船市況

LPG価格は、期初400ドル台半ばの水準から、9月には夏場の不需要期にもかかわらず、500ドル台半ばまで上昇しました。その後消費国の高在庫から一時軟化したものの、原油価格の高騰を背景に概ね500ドルを超える高水準で推移しました。こうした中、大型LPG船市況の指標となる中東/日本航路の運賃は、期初40ドル/トン台で始まり、堅調な荷動きに支えられ7月には60ドル/トン台半ばという史上最高値を記録しました。しかし冬場には暖冬の影響や中東のLPG供給量の減少により輸送需要が落ち込み、今年に入ってからは一時20ドル/トンを割り込む局面もあり、動きの激しい市況となりました。

LNG船市況

原油価格高騰による相対的なLNG価格の優位性や環境問題への配慮から、LNGの需要は伸び続けているものの、供給面では新規プラントの稼働開始遅延などにより世界的なLNG供給不足が続きました。このため需要国による遠隔地からのスポット調達が発活となり、短期用船成約も多くみられ、LNG船市況は高水準で推移しました。しかしながら、期末近くには、長期契約を持たない新造船の竣工増加などにより船腹余剰傾向となり短期用船料水準は下落しました。新規プロジェクトの遅れによりLNG船の発注ペースは鈍化したものの、発注残および船価は依然として高水準を維持しています。

大型ガスタンカー部門は、LPG船、LNG船とも既存長期契約への投入により引き続き安定収益を確保しております。

(小型ガスタンカー部門)

国内のLPG出荷量は石油化学原料用のブタンなどは伸びましたが、記録的な暖冬の影響を受け1千8百万トンと前期より若干減少し、それに伴い荷動きは低迷しました。一方、石油化学ガスでは内外の需要好調を受け荷動きは期中を通して堅調に推移しました。

近海運賃市況は、新造船の大量竣工による軟化が懸念されましたが、指標である中国向けLPG運賃は堅調に推移し、底堅い動きを見せました。

小型ガスタンカー部門は、内航では、好調な石油化学ガス輸送と荷動きの減少したLPG輸送の中で効率的な船腹投入を図ることで安定収益を確保し、また、新造船も投入するなど船質の維持・改善を実施しました。近海では、一部貨物で荷動きが低迷しましたが、好調なプロピレン輸送に船腹を投入し、中東からの塩比原料輸送にも参画するなど、中長期的な展望を見据えた営業を展開し、安定的な収益を得ることに努めました。

(貨物船部門)

当期のばら積み船市況は、新造船の供給が続いている中、中国の原料輸送需要などを中心とした旺盛な荷動きおよび海外諸港での船混みによる船腹供給の引締まりにより、総じて昨年よりも高い水準で推移しました。また、中小型船は大型船に比べ緩やかな上昇線を描きながらも堅調なまま期末を迎えました。

貨物船部門は、高水準のばら積み船市況の中、製紙会社向け木材チップおよび電力会社向け一般炭の専用船の安定収益に加え、一般炭と肥料の数量輸送契約に安定船腹である支配船を活用することにより収益の向上を図ることができました。なお、本年2月に電源開発株式会社向け8万1千トン型石炭専用船が竣工しました。

上記の各部門とその他海運業部門の合計の海運業収益（売上高）は、697億60百万円（前期比11.4%増）となり、営業利益は107億82百万円（前期比6.2%増）となりました。

(3) 不動産業

(不動産賃貸部門)

地価動向

本年1月1日現在の公示地価は、全国平均で0.4%の上昇（前年は2.8%の下落）と16年ぶりに上昇に転じました。東京、大阪、名古屋の3大都市圏では商業地を中心に地価が大幅に上昇し、仙台や福岡など地方中核都市でも商業地の地価が2桁の上昇となりました。これらの地域では、住宅地も好立地のマンション用地などを中心に上昇が続いており、いわゆる土地デフレからの脱却が鮮明になりましたが、大半の地方圏の地価は依然下落が続いております。

賃貸ビル市況

回復した国内景気のもと、当期のオフィスビル市況は、前期に引き続き好調に推移しました。期中に竣工した大型新築ビルもそのほとんどが高稼働で立ち上がっており、オフィス需要の高さを示していると同時に、空室在庫の品薄感が顕著となりました。

不動産賃貸部門は、テナントへの顧客満足度の向上に努めると共に、高稼働率の維持および既存ビルにおける契約の有利更改を行い安定した収益を確保しました。また、昨年7月に当社と日本土地建物株式会社との共有ビル「汐留芝離宮ビルディング（延床面積32,702.37㎡）」が竣工しました。

(不動産関連事業部門)

運営するフォトスタジオにおいては、単にスペース貸だけではなく、撮影から納品までをサポートするサービスを提供する営業戦略により、広尾・南青山両スタジオとも、高稼働を維持しました。また、海外とのネットワークを開拓するため、ロンドンに事務所を開設しました。

これらの結果、不動産業収益は90億12百万円（前期比2.9%増）となり、営業利益は25億10百万円（前期比13.1%増）となりました。

(4) 流通小売業

石油小売部門は、原油価格の高騰により販売価格も高値で推移し、消費者による買い控えの影響を受け、また、不採算販売店の閉鎖により流通小売業収益は19億6百万円（前期比9.9%減）、営業損失10百万円（前期営業利益54百万円）と低調に終わりました。

これら3事業の営業損益の合計から営業外収益および営業外費用を加減算した経常利益は、116億39百万円（前期比5.4%増）となりました。しかしながら、当期において飯野ビル建替えに関連する費用などを特別損失へ54億68百万円計上したことから、税引後の当期純利益は、38億75百万円（前期比54.0%減）となりました。

(事業区分別売上高および構成比)

事業区分	第115期 (平成17年度)		第116期 (平成18年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
オイルタンカー部門	9,000	12.2	9,340	11.6	3.8
ケミカルタンカー部門	22,308	30.3	26,135	32.4	17.2
大型ガスタンカー部門	7,538	10.3	8,311	10.3	10.3
小型ガスタンカー部門	7,861	10.7	8,705	10.8	10.7
貨物船部門	13,807	18.8	15,126	18.7	9.6
その他海運業部門	2,115	2.9	2,143	2.6	1.3
海運業	62,629	85.2	69,760	86.4	11.4
不動産賃貸部門	7,641	10.4	7,873	9.8	3.0
不動産関連事業部門	1,114	1.5	1,139	1.4	2.2
不動産業	8,755	11.9	9,012	11.2	2.9
流通小売業	2,116	2.9	1,906	2.4	9.9
合計	73,500	100.0	80,678	100.0	

(注) 上記の売上高にはセグメント間における内部売上が含まれております。第115期は1億18百万円、第116期は1億62百万円となります。

2. 資金調達の状況

当期中は、新株式の発行などによる特記すべき資金調達は行っておりません。

3. 設備投資等の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資の総額は193億32百万円で、その主なものは、海運業において、期中に竣工または買取った船舶4隻への支払103億60百万円、契約または建造中の船舶(外航船8隻、内航船3隻)への支払43億82百万円など合計149億1百万円、不動産業において、期中に竣工した「汐留芝離宮ビルディング」への支払41億4百万円など合計44億5百万円です。

4. 対処すべき課題

【事業の核】

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の二つを事業の核として推進します。

- ・全ての液状貨物・液化ガス貨物・一般炭を含むエネルギー貨物、木材チップ・肥料などの基礎原料を主要貨物とする海運事業
- ・東京都心を中心に中大型オフィス空間を提供する不動産事業

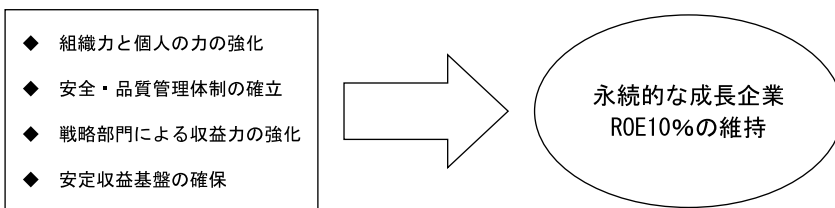
(中期経営計画)

当社グループは、永続的な成長企業を目指して、5ヵ年の中期経営計画「ISG12 (Iino Strategic Growth Plan to 2012)」(平成19年4月～平成24年3月)を策定いたしました。

平成16年度から平成18年度までの中期経営計画「IVC07」(2007年にいたる飯野価値創造計画)の期間中は、国内景気の回復や好調な海運市況にも後押しされ、当初計画数値を各年度ともに上回り、計画期間の各年初において見直しを行い同計画の上方修正を行ってまいりました。最終年度には経常利益ベースで過去最高益を記録し、また定性的な全社目標につきましても一定の成果を上げ、企業価値の向上へつながら事業基盤が整いつつあります。

新中期経営計画「ISG12」において目指すものは、「永続的な成長企業」であり、その達成度を測るためにROE10%の維持を目標とします。目標達成のため、海運業におきましては、これまでの業績の牽引役であるケミカル船部門での更なる飛躍と安定収益部門への成長を目指し、ガス輸送への取組みを戦略と位置付けております。不動産業におきましては、安定収益の柱をより強固にするため飯野ビルの建替えを目指し、平成22年度末竣工を前提に計画を策定いたしました。これらの3部門と船舶などの安全品質管理体制の確立のため、経営資源の積極的投入を行います。特に船舶管理部門におきましては、「海技者の育成」と「外国人船員の有効活用」に注力し、安全を確保し信用力を高めるとともに顧客満足度の向上を目指します。

これらの経営方針の実行と更なる成長への基盤を整備するためにも「組織力と個人の力の強化」を遂行し、意欲と能力を不断に引き出す環境の整備に努めるとともに、社会からの様々な要請(CSR、企業統治)に応える体制を自律的に整備強化してまいります。



連結財務数値目標

億円

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2013年度 参考値
売上高	820	831	857	886	1,004	1,065
営業利益	133	123	136	134	177	209
経常利益	119	112	122	114	155	195
当期純利益	33	73	74	70	94	119
配当	12円	12円	12円	12円	12円	12円
R O E	6.0%	12.2%	11.2%	9.7%	11.7%	11.9%
D E レシオ	1.92	1.81	1.64	1.63	1.20	0.74

前提条件

為替

1 US\$ = ¥ 110

燃料油

US\$300/MT (シンガポール380CST)

市況	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
Panamax	\$30,000	\$22,000	\$20,000	\$20,000	\$20,000

5 . 財産および損益の状況の推移

	第113期 (平成15年度)	第114期 (平成16年度)	第115期 (平成17年度)	第116期 (当期) (平成18年度)
売 上 高 (百万円)	58,265	63,763	73,382	80,516
経 常 利 益 (百万円)	3,557	8,274	11,038	11,639
当 期 純 利 益 (百万円)	2,261	4,855	8,417	3,875
1株当たり当期純利益(円)	22.24	47.23	76.13	35.36
総 資 産 (百万円)	142,676	147,777	156,659	166,736
純 資 産 (百万円)	30,101	39,525	48,372	52,008

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ケー・エイチ・エイチ株式会社	99百万円	100.0%	株式の保有・管理
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100.0%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100.0%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100.0%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100.0%	仲立および舶用品売買
Dragon's Mouth Carriers S.A.	5百万円	100.0%	船舶の貸渡
Taiho Trading S.A.	10百万円	100.0%	船舶の貸渡
Lodestar Navigation S.A.	20千米ドル	100.0%	船舶の貸渡
Azalea Transport S.A.	10百万円	100.0%	船舶の貸渡
Taiho Overseas S.A.	500千米ドル	100.0%	船舶の貸渡

当期におきまして、船舶保有を目的とした海外子会社4社を設立いたしました。上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は43社、持分法適用会社は1社であります。

ケー・エイチ・エイチ株式会社は、平成19年4月1日付けにて、当社の内航海運業および近海ガス輸送事業等を会社分割により承継し、会社名をイイノガストランスポート株式会社に改称しております。また同社の現在の主要な事業内容は海運業となっております。

7. 主要な事業内容

当社グループは、海運業、不動産業および流通小売業の3事業を主要な事業としております。

海運業においては、船舶の運航、貸渡、用船、管理、海運仲立業、舶用品売買および船舶代理店業を行っております。

不動産業においては、ビルの賃貸、管理、倉庫業および不動産関連事業を行っております。

流通小売業においては、主に石油小売業を行っております。

8. 主要な事業所および設備

(1) 事業所

当社

本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

子会社

名 称	所 在 地
IINO SINGAPORE PTE.LTD	シンガポール

(2) 設備

運航船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数(K/T)
社 船	当 社	13	1,122,859
	国 内 子 会 社	17	23,769
	海 外 子 会 社	22	1,479,827
	計	52	2,626,455
用 船		55	1,464,426
合 計		107	4,090,881

- (注) 1. 当社保有形態のうち、LPG船1隻については東京エルエヌジータンカー株式会社と共有し、その共有相手持分は14,895重量トン(K/T)です。またLNG船11隻は、いずれも株式会社商船三井ほかとの共有船でその共有相手持分は758,826重量トン(K/T)です。
2. 国内子会社保有形態のLPG船の一部船舶については、当社と国内子会社とで共有しています。
3. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

主要な賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積(m ²)
飯 野 ビ ル	東京都千代田区内幸町	76,808.82
東 京 桜 田 ビ ル	東京都港区西新橋	17,762.63
東 京 富 士 見 ビ ル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯 野 竹 早 ビ ル	東京都文京区小石川	4,736.37
笹 塚 セ ン タ ー ビ ル	東京都渋谷区笹塚	11,973.11
汐 留 芝 離 宮 ビ ル デ ィ ン グ	東京都港区海岸	32,702.37

- (注) 東京桜田ビル、東京富士見ビルおよび汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には他者持分を含めて記載しております。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
海運業	354 (4)	2 (1)
不動産業	127 (25)	6 (7)
流通小売業	17 (13)	2 (21)
全社(共通)	32	2
合計	530 (42)	8 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員であります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。
 4. は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
132	20	38.4	14.8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には、他社出向在籍者(70名)は含まれておりません。
 3. は減少を表示しています。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
日本政策投資銀行	25,438
株式会社みずほコーポレート銀行	18,783
株式会社三井住友銀行	10,669
中央三井信託銀行株式会社	6,982

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成18年12月21日開催の当社取締役会において承認された会社分割契約により、平成19年4月1日を分割期日として、会社法第784条第3項の方法により、下記のとおり内航海運業および近海ガス輸送事業を連結子会社であるイイノガストランスポート㈱(旧社名：ケー・エイチ・エイチ㈱)に分割しております。

(1) 会社分割の目的

当社グループは、従来ガス船を中心とした内航海運業について、営業部門と船主部門を別会社組織にて運営してまいりましたが、安全・環境に関する意識が高まる中、最近においては、安全・環境対策を含め、営業部門・船主部門を一体化した、より高品質なサービスの提供と迅速、的確な対応が求められるようになっております。

また、国内とアジア域の物流が融合する中、近海領域も含めた幅広い営業体制の構築も必要となっております。

これらの経営課題に取り組むため、当社グループの上記関連組織を見直しすることとし、今般、会社分割の方法をもって、内航海運業および近海ガス輸送事業をイイノガストランスポート㈱に統合し、経営体制の強化を図るものであります。

(2) 分割の日程

分割期日：平成19年4月1日

分割登記：平成19年4月1日

(3) 分割の方法

当社を分割会社とし、イイノガストランスポート㈱を承継会社とする分社型吸収分割

(4) 株式の割当

承継会社は分割に際し株式を発行せず割当は行いません。

(5) 承継する権利義務

イイノガストランスポート㈱は、分割期日における当社の内航海運業および近海ガス輸送事業に関する契約およびその他の権利義務を承継します。

また、債務の承継は、免責的債務引受の方法によります。

(6) 承継会社の概要

商号：イイノガストランスポート株式会社

事業内容：海運業、船員の育成と配乗業務等

代表者：関根知之

資本金：99百万円

(7) 承継会社に承継した資産・負債および純資産の額ならびに直近の売上高

資 産： 150百万円

負 債： 百万円

純 資 産： 150百万円

売 上 高： 8,385百万円（平成19年3月期）

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

．会社の株式に関する事項

- 1．発行可能株式総数 440,000,000株
- 2．発行済株式の総数 111,075,980株（自己株式1,503,131株を含む。）
- 3．株主数 8,806名
- 4．発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主
該当する株主はおりません。

（ご参考）大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
東京海上日動火災保険株式会社	6,264 ^{千株}	5.63 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,142	5.52
川 崎 汽 船 株 式 会 社	5,940	5.34
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,546	4.09
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505008	4,521	4.07
三 井 物 産 株 式 会 社	4,200	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（CMTB信託口）	3,622	3.26
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントアイエスジー	3,500	3.15
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	3,060	2.75
飯 野 海 運 取 引 先 持 株 会	2,988	2.69

- 5．その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

．会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

．会社役員に関する事項

1．当社取締役および監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当および他の法人等の代表状況等
野 口 章 二	代表取締役会長 会長執行役員	
杉 本 勝 之	代表取締役社長 社長執行役員	
古 賀 啓	取 締 役 副社長執行役員	海運営業第4グループ管掌、人事グループ担当および イイノエンタープライズ㈱代表取締役社長
松 本 隆 彦	取 締 役 専務執行役員	船員グループ担当およびイイノマリンサービス㈱代表 取締役社長
愛 葉 光 彦	取 締 役 専務執行役員	総務グループ、ステークホルダー・リレーションズマネ ジメント・調査グループ、海運営業第1グループ、海 運営業第5グループおよび海外担当
関 根 知 之	取 締 役 常務執行役員	海運営業第2グループ、海運営業第3グループ担当お よび海運営業第2グループリーダー委嘱
星 野 憲 一	取 締 役 常務執行役員	企画グループ管掌および不動産営業グループ担当
大 野 伸 二	取 締 役 行 役 員	イイノマネジメントデータ㈱代表取締役社長
中 上 良 彦	取 締 役 行 役 員	経理グループ、企画グループ担当および企画グループ リーダー委嘱
近 光 護	取 締 役 行 役 員	海運営業第4グループ担当
岡 田 俊 雄	常 勤 監 査 役	
河 原 一 夫	常 勤 監 査 役	
覚 明 敏 之	監 査 役	
鈴 木 進 一	監 査 役	

- (注) 1. は平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において選任され、就任した取締役および監査役
です。取締役渡辺利一、監査役貞苅紳および佐藤安彦は平成18年6月29日に辞任により退任しまし
た。
2. 監査役覚明敏之および鈴木進一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役鈴木進一は公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するも
のであります。

(ご参考) 当社執行役員は次のとおりです。(取締役の兼務者を除く。)

氏名	地位	備考
田川 豊	執行役員	総務グループリーダー委嘱
山根 修	執行役員	イイノマリンサービス(株)常務取締役
石川 廣行	執行役員	イイノ・ビルテック(株)代表取締役社長
浅田 研二	執行役員	イイノマリンサービス(株)常務取締役
安斎 容一郎	執行役員	Iino Singapore Pte.Ltd.取締役社長
柿沼 光宏	執行役員	ステーキホルダーリレーションズマネジメント・調査グループリーダー委嘱
三宅 茂樹	執行役員	海運営業第3グループリーダー委嘱
根本 滋	執行役員	イイノマリンサービス(株)常務取締役
久保 筆法	執行役員	不動産営業グループリーダー委嘱

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	357百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	47百万円 (10百万円)
合計	14名	404百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億200万円以内と決議されております。
3. 上記報酬等の額には、当期に取締役に対する役員賞与引当金として費用処理した次の金額を含んでおります。
4. 上記のほか平成18年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|-----|-------|
| 取締役 | 10名 | 98百万円 |
| 退任取締役 | 1名 | 71百万円 |
| 退任監査役 | 2名 | 12百万円 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役

該当する事項はありません。

(2) 監査役

〔監査役 覚明敏之〕

他の会社における業務執行取締役等の兼任状況

該当する事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

開催した取締役会20回のうち19回出席しております。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

開催した監査役会16回のうち16回出席しております。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適時質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(ウ) 不当な業務執行の予防のために行った行為および発生後の対応

該当する事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

[監査役 鈴木進一]

他の会社における業務執行取締役等の兼任状況

税理士法人エイマックの社員を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間に取引関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

開催した取締役会14回のうち14回出席しております。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

開催した監査役会11回のうち11回出席しております。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適時質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(ウ) 不当な業務執行の予防のために行った行為および発生後の対応

該当する事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

一時的会計監査人：監査法人和宏事務所 平成18年7月3日就任

一時的会計監査人：みすず監査法人 平成18年9月1日就任

(注) 以下の5.に記載しておりますが、会計監査人であった中央青山監査法人(平成18年9月1日付で「みすず監査法人」に名称を変更)は行政処分を受け会計監査人としての資格を喪失したことから、監査役会において一時的会計監査人を選任しております。

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

みすず監査法人 19百万円

監査法人和宏事務所 2百万円

上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合に検討・審議いたします。

4．責任限定契約の内容の概要

当社は一時的会計監査人のいずれとも会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしていません。

5．会計監査人の業務の停止に関する事項

当社におきましては、中央青山監査法人が会計監査人となっておりますが、同監査法人は、平成18年5月に金融庁から行政処分を受け、平成18年7月1日付で会計監査人としての資格を喪失したため、同日付で当社の会計監査人を退任しました。なお、同監査法人(平成18年9月1日付で「みすず監査法人」に名称を変更)は、平成18年9月1日より当社の一時的会計監査人に就任しております。

6．会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本方針書」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行において、船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクについては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」（委員長：代表取締役社長。原則毎月1回開催）により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、システム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」（委員長：企画グループ担当取締役。原則3ヶ月に1回開催）により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

更に不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」「災害対策基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議または報告を要する事項の審議、代表取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。また、重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために毎月1回定例取締役会を開催しております。

4．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンス（法令等の順守）については、「行動憲章」と「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：チーフコンプライアンスオフィサーである当社ステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当取締役。原則年2回開催）により、コンプライアンスに関する

政策立案とその推進を図っております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、コンプライアンスに関し、内部監査室及び監査役と連携して、コンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は、法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

5．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びにグループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスクマネジメントの徹底を図っております。また、当社代表取締役社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を狙いとして、当社監査役及び会計監査人と連携して、グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人の監査役に報告するための体制は以下の通りであります。

監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行取締役から業務執行に関する報告を受けております。

常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、代表取締役、業務執行取締役及び使用人から業務報告を受けております。

常勤監査役は、経営執行協議会において受けた業務執行の内容を監査役会においてその他の監査役に報告する体制をとっております。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、

報告を受ける体制をとっております。

また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対し、業務執行に関する報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、会計監査人に対し、グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができると共に、会計監査人及び内部監査室と逐次、情報交換を行うなど緊密に連携する体制をとっております。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

(1) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、海運業における国際的な自由競争の下で、国内外の荷主と良好な関係を基礎とする中長期の契約関係を主体とした安定的な収益構造を築くと共に、ケミカルタンカー等の特殊分野において収益の拡大を図り、また、もう一つの柱である不動産事業においても有利物件の獲得による収益の拡大を目指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めております。

また、当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要な不可欠な物資であり、当社は、これを安全且つ安定的に輸送することにより、お客様のご信頼を得て、それを事業の基盤とするとともに内外の地域社会と共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。不動産事業におきましても、ゆとりある安全な空間を提供することにより、ご使用されている各企業様のご信頼を得て、海運業同様、それを事業の基盤とするとともに、当社の不動産が提供する安全な空間において各企業様が安心して事業を展開されていることを通じて、間接的に地域社会を含む社会へ貢献しているものと考えております。

このように、当社が行う海運業及び不動産事業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり当社の企業価値の基礎であるとともに、内外の地域社会を含めた社会への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点から安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠です。

加えて、当社は平成16年度から平成18年度において「2007年にいたる飯野価値創造計画」、いわゆる「IVC07」の遂行をしてまいりました。その結果は、当初計画数値を各年度ともに上回り、計画期間の各年初において同計画の上方修正を行ってまいりました。

さらに、当社は、平成19年5月10日に「新中期経営計画(1SG12)」を策定いたしました。「新中期経営計画」の内容につきましては、本事業報告の6頁から7頁、又は当社ホームページ(<http://www.iino.co.jp>)をご参照下さい。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

ア. 当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また社外監査役2名と社内監査役2名で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる所謂三様監査体制をとっております。

さらに、グループ会社社長も構成メンバーとするコンプライアンス委員会、安全環境委員会及び品質・システム委員会からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

イ. 業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

ウ. 当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次のとおりリスク管理体制を構築しております。

(ア) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関する政策立案及びその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは、内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は法令違反等に関する報告義務及び内部通報義務を負っております。

(イ) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全、環境に関する政策立案及びその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案及びその推進を行うとともに、システムダウン等に係

る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

さらに、不測の事故特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

(ウ) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティー基本方針書」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

(エ) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を目的として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「原方針」といいます。）の導入を決定の上同日付で公表し、また原方針の導入については平成18年6月29日開催の当社第115期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。その後引き続き、当社は、証券取引法及び関連政省令の改正等の動向に注視しつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原方針の内容について更なる検討を進めて参りました。

かかる検討の結果として、当社は、平成19年5月10日開催の当社取締役会において、当社第116期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、原方針を廃止し、改めて、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。本方針の内容につきましては、第116期定時株主総会の招集通知に添付の株主総会参考書類 6 頁から26頁に記載の第5号議案、又は当社ホームページ (<http://www.iino.co.jp>) をご参照下さい。

4．上記2．の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2．の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1．の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2．の取組みは上記1．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5．上記3．の取組みについての当社取締役会の判断

上記3．の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本方針の導入は、上記1．の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3．の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3．の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3．の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3．の取組みは上記1．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。また、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,804	流 動 負 債	31,348
現金及び預金	6,970	買 掛 金	6,625
受取手形及び売掛金	4,790	1年内償還の社債	1,600
棚 卸 資 産	1,991	短 期 借 入 金	14,289
繰延及び前払費用	1,427	未 払 費 用	515
繰延税金資産	2,434	未 払 法 人 税 等	2,252
そ の 他	2,237	前 受 金	2,228
貸倒引当金	45	賞 与 引 当 金	365
		受入敷金保証金	2,777
		そ の 他	697
固 定 資 産	146,932		
有形固定資産	119,773	固 定 負 債	83,380
船 舶	60,185	社 債	1,400
建物及び構築物	13,718	長 期 借 入 金	72,423
土 地	39,097	退職給付引当金	1,367
建設仮勘定	6,379	役員退職慰労引当金	94
そ の 他	394	特別修繕引当金	617
無形固定資産	617	受入敷金保証金	2,424
電話加入権	9	繰延税金負債	2,996
そ の 他	608	そ の 他	2,059
投資その他の資産	26,542	負 債 合 計	114,728
投資有価証券	22,636		
長期貸付金	241	純 資 産 の 部	
そ の 他	3,789	株 主 資 本	46,355
貸倒引当金	124	資 本 金	13,092
		資本剰余金	6,430
		利益剰余金	27,291
		自己株式	458
		評価・換算差額等	5,655
		その他有価証券評価差額金	4,605
		繰延ヘッジ損益	1,050
		少数株主持分	2
		純 資 産 合 計	52,008
資 産 合 計	166,736	負 債 ・ 純 資 産 合 計	166,736

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		80,516
売 上 原 価		61,278
売 上 総 利 益		19,238
販売費及び一般管理費		5,956
営 業 利 益		13,282
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	194	
受 取 配 当 金	285	
投 資 事 業 収 益	593	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	87	
そ の 他	72	1,231
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,731	
為 替 差 損	74	
そ の 他	69	2,874
経 常 利 益		11,639
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	187	
特 別 修 繕 引 当 金 戻 入 益	18	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	59	
そ の 他	4	268
特 別 損 失		
臨 時 償 却 費	3,475	
建 替 関 連 損 失	1,940	
固 定 資 産 除 却 損	7	
そ の 他	46	5,468
税金等調整前当期純利益		6,439
法人税、住民税及び事業税	4,576	
法 人 税 等 調 整 額	2,009	2,567
少 数 株 主 損 失		3
当 期 純 利 益		3,875

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	13,092	6,429	25,058	451	44,128
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			1,644		1,644
役 員 賞 与			78		78
当 期 純 利 益			3,875		3,875
自己株式処分差益		1			1
自己株式の取得・処分				7	7
連結子会社増加に伴う 利益剰余金増加高			80		80
連結会計年度中の変動額合計	-	1	2,233	7	2,227
平成19年3月31日残高	13,092	6,430	27,291	458	46,355

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	4,244	-	4,244	76	48,296
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					1,644
役 員 賞 与					78
当 期 純 利 益					3,875
自己株式処分差益					1
自己株式の取得・処分					7
連結子会社増加に伴う 利益剰余金増加高					80
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	361	1,050	1,411	74	1,485
連結会計年度中の変動額合計	361	1,050	1,411	74	3,712
平成19年3月31日残高	4,605	1,050	5,655	2	52,008

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	43社
主要な連結子会社の名称	イノマリンサービス(株)、Lodestar Navigation S.A. 新規連結子会社5社 (LPG Horizon Panama S.A.、Green Island Sea Shipping S.A.、Cobalt Blue Shipping S.A.、Pharaoh Navigation S.A.、合同船舶工業(株))については、新設または重要性が増したため新たに連結の範囲に含めました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	Iino UK Ltd.
(連結の範囲から除いた理由)	非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社	1社
会社等の名称	Jipro Shipping S.A.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	
非連結子会社	Iino UK Ltd.
関連会社	Central Tanker S.A.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手續について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社(Jipro Shipping S.A.)については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Taranaki Shipping S.A.他3社の決算日は12月31日であり、同日現在の決算計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、Dragon's Mouth Carriers S.A.は決算日を12月31日から3月31日に変更したため、当連結会計年度に合算された月数は15ヶ月分となっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場性のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場性のないもの 株式 移動平均法による原価法
債券 移動平均法による原価法または償却原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法

その他 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 船舶については定額法(ただし、一部の船舶については定率法)を採用しております。

また、船舶以外の有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く))については定額法)を採用しております。
(耐用年数等の見直し)

飯野ビル建替計画の進捗により、平成19年2月8日開催の当社取締役会にて、飯野ビルを平成19年10月を目途に閉館することを決議致しました。これに伴い、飯野ビルの耐用年数を残存使用期間を基に短縮し、残存価額を備忘価額(1円)に変更致しました。

この変更により、臨時償却費3,475百万円を特別損失(飯野ビル建替関連費)に計上し、税金等調整前当期純利益が3,475百万円減少しております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していません。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

当社は取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されております。これにより、それまで計上した役員退職慰労引当金残高を固定負債の「その他」に振替えております。

特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップの振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

支払利息の会計処理

原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

- (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
- 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は50,960百万円であります。

前連結会計年度において「資産の部及び負債の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益」は、当連結会計年度から税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。

なお、前連結会計年度の繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益について、当連結会計年度と同様の方法によった場合の金額は1,163百万円であります。

- (2) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正
- 当連結会計年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

- (3) 役員賞与に関する会計基準の適用
- 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益が98百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	船	50,156百万円
建	物	7,156百万円
土	地	9,843百万円
投資有価証券		2,724百万円
差入保証金		15百万円
計		<u>69,894百万円</u>

(2) 担保に係る債務

買掛金		102百万円
短期借入金		7,328百万円
長期借入金		57,458百万円
計		<u>64,888百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 54,437百万円

3. 保証債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Tri-Tiger S.A.	1,315百万円
Jipro Shipping S.A.	1,271百万円
Central Tanker S.A.	619百万円
計	<u>3,205百万円</u>

(2) 連帯債務額のうち他の連帯債務者負担額

日本郵船(株)	25,559百万円
(株)商船三井	21,184百万円
川崎汽船(株)	8,588百万円
計	<u>55,331百万円</u>

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

111,075,980株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	986	9	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	658	6	平成18年9月30日	平成18年12月7日
計		1,644			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 986百万円
1株当たり配当額 9円(普通配当6円 特別配当3円)
基準日 平成19年3月31日
効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

474円66銭

1株当たり当期純利益

35円36銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,409	流 動 負 債	26,302
現金及び預金	3,185	海 運 業 未 払 金	2,903
海 運 業 未 収 金	3,548	不 動 産 業 未 払 金	2,199
不 動 産 業 未 収 金	196	1 年 内 償 還 の 社 債	1,600
短 期 貸 付 金	8,561	短 期 借 入 金	2,310
販 売 用 不 動 産	584	1 年 内 返 済 の 長 期 借 入 金	9,073
貯 蔵 品	1,159	未 払 金	43
繰 延 及 び 前 払 費 用	2,510	未 払 費 用	313
代 理 店 債 権	727	未 払 法 人 税 等	2,226
繰 延 税 金 資 産	2,411	前 賞 受 引 当 金	2,285
そ の 他 金	582	与 当 金	274
貸 倒 引 当 金	54	員 賞 与 引 当 金	98
		受 入 敷 金 の 保 証 金	2,785
		そ の 他	193
固 定 資 産	85,898	固 定 負 債	40,382
有 形 固 定 資 産	56,758	社 債	1,400
船	10,246	長 期 借 入 金	32,817
建 物	13,326	退 職 給 付 引 当 金	667
土 地	32,135	特 別 修 繕 引 当 金	93
建 設 仮 勘 定	603	繰 延 税 金 負 債	2,338
そ の 他	448	受 入 敷 金 の 保 証 金	2,462
無 形 固 定 資 産	273	そ の 他	605
ソ フ ト ウ ェ ア	265	負 債 合 計	66,684
そ の 他	8	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	28,867	株 主 資 本	38,153
投 資 有 価 証 券	20,923	資 本 金	13,092
関 係 会 社 株 式	3,274	資 本 剰 余 金	6,430
出 資 金	881	資 本 準 備 金	6,233
長 期 貸 付 金	3,010	そ の 他 資 本 剰 余 金	197
そ の 他 金	908	自 己 株 式 処 分 差 益	197
貸 倒 引 当 金	129	利 益 剰 余 金	19,089
		利 益 準 備 金	1,125
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,964
		特 別 償 却 準 備 金	96
		海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	0
		圧 縮 記 帳 積 立 金	458
		別 途 積 立 金	11,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,410
		自 己 株 式	458
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,470
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,511
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	41
		純 資 産 合 計	42,623
資 産 合 計	109,307	負 債 ・ 純 資 産 合 計	109,307

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
海 運 業 収 益	65,925	
不 動 産 業 収 益	7,373	73,298
売 上 原 価		
海 運 業 費 用	54,110	
不 動 産 業 費 用	4,157	58,267
売 上 総 利 益		15,031
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,723
営 業 利 益		11,308
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	209	
受 取 配 当 金	484	
投 資 事 業 収 益	593	
匿 名 組 合 事 業 収 益	61	
そ の 他	6	1,353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,093	
社 債 利 息	31	
為 替 差 損	112	
そ の 他	79	1,315
経 常 利 益		11,346
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	81	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	59	
そ の 他	0	140
特 別 損 失		
臨 時 償 却 費	3,475	
建 替 関 連 損 失	1,940	
固 定 資 産 除 却 損	7	
そ の 他	15	5,437
税 引 前 当 期 純 利 益		6,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,498	
法 人 税 等 調 整 額	2,085	2,413
当 期 純 利 益		3,636

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成18年3月31日残高	13,092	6,233	196	6,429	1,125
事業年度中の変動額					
特別償却準備金取崩					
海外投資等損失準備金取崩					
圧縮記帳積立金積立					
圧縮記帳積立金取崩					
別途積立金の積立					
剰余金の配当					
役員賞与					
当期純利益					
自己株式処分差益			1	1	
自己株式の取得・処分					
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	-
平成19年3月31日残高	13,092	6,233	197	6,430	1,125

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金合計
	特別償却準備金	海外投資等損失準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高	566	0	67	5,000	10,414	17,172
事業年度中の変動額						
特別償却準備金取崩	470				470	-
海外投資等損失準備金取崩		0			0	-
圧縮記帳積立金積立			403		403	-
圧縮記帳積立金取崩			12		12	-
別途積立金の積立				6,000	6,000	-
剰余金の配当					1,644	1,644
役員賞与					75	75
当期純利益					3,636	3,636
自己株式処分差益						
自己株式の取得・処分						
事業年度中の変動額合計	470	0	391	6,000	4,004	1,917
平成19年3月31日残高	96	0	458	11,000	6,410	19,089

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	451	36,242	4,168	-	4,168	40,410
事業年度中の変動額						
特別償却準備金取崩		-				-
海外投資等損失準備金取崩		-				-
圧縮記帳積立金積立		-				-
圧縮記帳積立金取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		1,644				1,644
役員賞与		75				75
当期純利益		3,636				3,636
自己株式処分差益		1				1
自己株式の取得・処分	7	7				7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			343	41	302	302
事業年度中の変動額合計	7	1,911	343	41	302	2,213
平成19年3月31日残高	458	38,153	4,511	41	4,470	42,623

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場性のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場性のないもの

株式 移動平均法による原価法

債券 移動平均法による原価法又は償却原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

貯蔵品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

船舶は定額法、船舶以外の有形固定資産は定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（耐用年数等の見直し）

飯野ビル建替計画の進捗により、平成19年2月8日開催の取締役会にて、飯野ビルを平成19年10月を目途に閉館することを決議致しました。これに伴い、飯野ビルの耐用年数を残存使用期間を基に短縮し、残存価額を備忘価額（1円）に変更致しました。

この変更により、臨時償却費3,475百万円を特別損失に計上し、税引前当期純利益が3,475百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|---------------|---|
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 |
| (5) 役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されております。これにより、それまで計上した役員退職慰労引当金残高を固定負債の「その他」に振替えております。 |
| (6) 特別修繕引当金 | 船舶の定期検査工事の支出に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。 |
4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準
- 自社運航船の運賃とこれに対応する運航費及び船費・借船料の一部については、航海の経過日数に応じて計上する航海日割基準により計上しています。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|------------------------|--|
| (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費 | 支出時に全額費用として処理しております。 |
| (2) リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| (3) ヘッジ会計の処理 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 |
| (4) 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。 |

6. 重要な会計方針の変更

- (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
- 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- これによる損益に与える影響はありません。
- なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は43,596百万円であります。
- 前事業年度において「資産の部及び負債の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益」は、当事業年度から税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。
- なお、前事業年度の繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益について、当事業年度と同様の方法によった場合の金額は34百万円であります。
- (2) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正
- 当事業年度より、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。
- これによる損益に与える影響はありません。
- (3) 役員賞与に関する会計基準の適用
- 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。
- これにより税引前当期純利益が98百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	船	10,229百万円
建	物	7,045百万円
土	地	1,935百万円
投資有価証券		2,724百万円
計		<u>21,933百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済の長期借入金	2,737百万円
長期借入金	25,546百万円
計	<u>28,283百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,230百万円

3. 保証債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Methane Navigation S.A.	17,489百万円
Dragon's Mouth Carriers S.A.	6,085百万円
Nestor Lines S.A.	4,764百万円
JP Lines S.A.	2,441百万円
Pacific Bulk Navigation S. A.	2,287百万円
KP Lines S.A.	2,094百万円
Atleta Maritime S. A.	1,581百万円
Serpent's Mouth Carriers S.A.	1,463百万円
Tri-Tiger S.A.	1,315百万円
Superior Chip Carriers S. A.	1,304百万円
Jipro Shipping S. A.	1,271百万円
Aurora Maritime S.A.	1,247百万円
その他(8件)	2,924百万円
計	<u>46,265百万円</u>

(2) 連帯債務額のうち他の連帯債務者負担額

日本郵船(株)	25,559百万円
(株)商船三井	21,184百万円
川崎汽船(株)	8,588百万円
計	<u>55,331百万円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,155百万円
長期金銭債権	3,048百万円
短期金銭債務	1,062百万円
長期金銭債務	61百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,369百万円
営業費用	20,694百万円
営業取引以外の取引高	432百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,503,131株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金繰入超過額、特定外国子会社課税留保金、臨時償却費の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等に一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Methane Navigation S.A.	所有 直接82%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 17,489		
子会社	Dragon's Mouth Carriers S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 6,085		
子会社	Nestor Lines S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 4,764		
子会社	JP Lines S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,441		
子会社	Pacific Bulk Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,287		
子会社	KP Lines S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,094		
子会社	Atleta Maritime S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,581		
子会社	Serpent's Mouth Carriers S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,463		
関連会社	Tri-Tiger S.A.	所有 直接 50%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,315		
子会社	Superior Chip Carriers S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,304		
関連会社	Jipro Shipping S.A.	所有 直接50%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,271		
子会社	Aurora Maritime S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,247		
子会社	Pioneer Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	1,879	短期貸付金	2,809

(注) 1. 関連当事者との関係には、建造中船舶に係る当社定期用船予定の取引を含みます。

2. 設備資金に係る債務保証及び船舶建造資金の貸付に係る取引条件は、市場における一般の取引条件を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額..... 388円99銭

1株当たり当期純利益..... 33円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成18年12月21日開催の当社取締役会において承認された会社分割契約により、平成19年4月1日を分割期日として、会社法第784条第3項の方法により、下記のとおり内航海運業及び近海ガス輸送事業を、連結子会社であるイノガストランスポート(株)(旧社名：ケー・エイチ・エイチ(株))に分割しております。

(1) 会社分割の目的

当社グループは、従来ガス船を中心とした内航海運業について、営業部門と船主部門を別会社組織にて運営してまいりましたが、安全・環境に関する意識が高まる中、最近においては、安全・環境対策を含め、営業部門・船主部門を一体化した、より高品質なサービスの提供と迅速、的確な対応が求められるようになっております。

また、国内とアジア域の物流が融合する中、近海領域も含めた幅広い営業体制の構築も必要となっております。

これらの経営課題に取り組むため、当社グループの上記関連組織を見直しすることとし、今般、会社分割の方法をもって、内航海運業及び近海ガス輸送事業をイイノガストランスポート㈱に統合し、経営体制の強化を図るものであります。

(2) 分割の日程

分割期日：平成19年4月1日

分割登記：平成19年4月1日

(3) 分割の方法

当社を分割会社とし、イイノガストランスポート㈱を承継会社とする分社型吸収分割

(4) 株式の割当

承継会社は分割に際し株式を発行せず割当は行いません。

(5) 承継する権利義務

イイノガストランスポート㈱は、分割期日における当社の内航海運業及び近海ガス輸送事業に関する契約及びその他の権利義務を承継します。

また、債務の承継は、免責的債務引受の方法によります。

(6) 承継会社

商号：イイノガストランスポート株式会社

事業内容：海運業、船員の育成と配乗業務等

代表者：関根知之

資本金：99百万円

(7) 承継会社に承継した資産・負債及び純資産の額並びに直近の売上高

資産：150百万円

負債：百万円

純資産：150百万円

売上高：8,385百万円（平成19年3月期）

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人 印

指定社員 公認会計士 大杉秀雄 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口和弘 印
業務執行社員

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 荒木正博 印
業務執行社員

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人 印

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 杉 秀 雄 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 口 和 弘 印
業 務 執 行 社 員

監 査 法 人 和 宏 事 務 所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 荒 木 正 博 印
業 務 執 行 社 員

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画及び各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの運用状況について監視及び検証いたしました。
- (4) 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社の取締役及び使用人等との意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、また、必要に応じて往査いたしました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
一時会計監査人 みすず監査法人及び一時会計監査人 監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
一時会計監査人 みすず監査法人及び一時会計監査人 監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

飯野海運株式会社 監査役会

監査役(常勤)	岡田俊雄	㊟
監査役(常勤)	河原一夫	㊟
監査役	覚明敏之	㊟
監査役	鈴木進一	㊟

(注) 監査役覚明 敏之及び監査役鈴木 進一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上